

大糸線利用促進助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、J R大糸線の利用促進及び地域の活性化を図るため、指定する区間を含むJ R大糸線の定期券を購入する者に対し、予算の範囲内においてその購入費用の一部を助成する。その交付に関しては、大糸線活性化協議会会長（以下「会長」という。）が、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、J R大糸線の南小谷駅から糸魚川駅間内の区間（以下「対象区間」という。）を含んだ通勤または通学定期券（以下「定期券」という。）を購入した者とする。

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する経費とする。

（1）助成対象経費は、対象区間を含む定期券のうち対象区間のみで購入した際の定期券購入費とする。

（2）定期券は、令和3年4月以降に購入したものとする。ただし、有効期間終了日より1年未満のものに限る。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、前条の定める補助対象経費の10分の5の額とする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、大糸線利用促進助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請期間は、会長が別に定める期間とする。

（交付の決定）

第6条 会長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、大糸線利用促進助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条に規定する通知を受けた申請者は、交付決定から1か月経過または助成対象定期券の有効期間経過のいずれか早い日をもって大糸線利用促進助成金実績報告書（別記様式第3号）により会長に提出する。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し又は返還)

第9条 会長は、前条に規定する助成金の交付を受けた申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。